

# 経済産業省における製品安全政策への 取組について

平成22年11月15日

経済産業省 大臣官房審議官(商務流通担当)

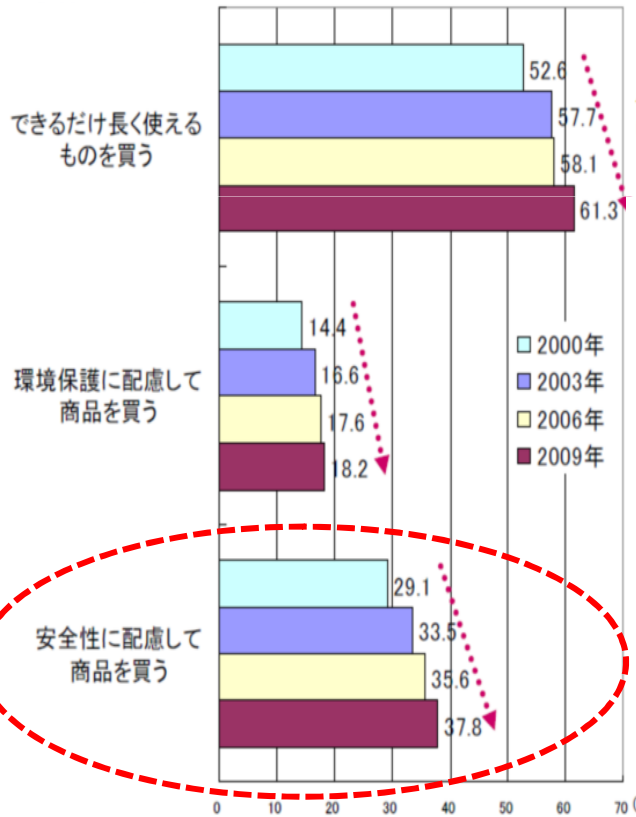
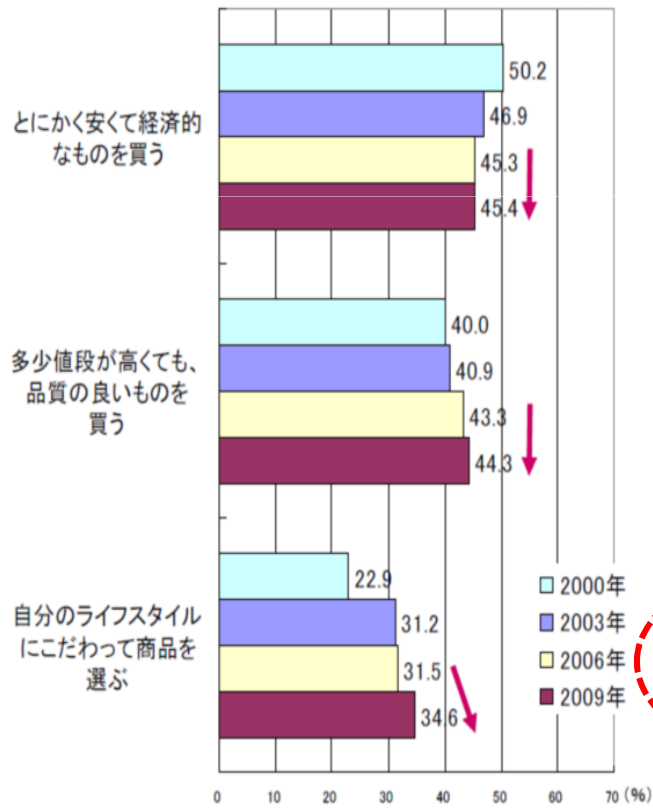
又野 己知

# 消費者の選択基準(2000年→2009年)

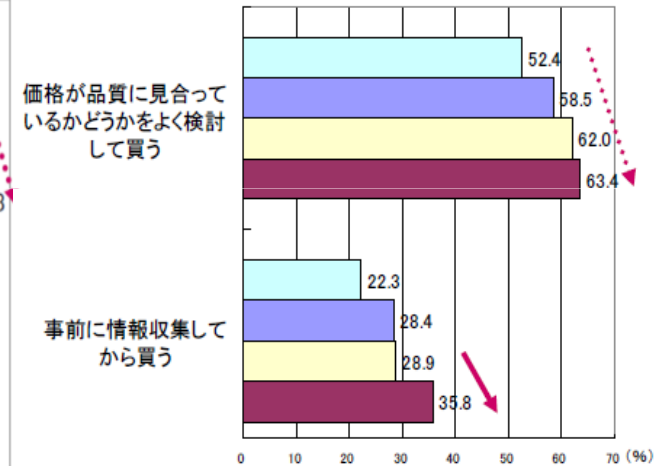
## 消費者の『安全・安心』志向は、ますます強まっている

- 消費者は、事前に十分な情報収集をした上で、こだわりをもって商品を選択する傾向
- 価格よりも安全性を重視する傾向が強まる

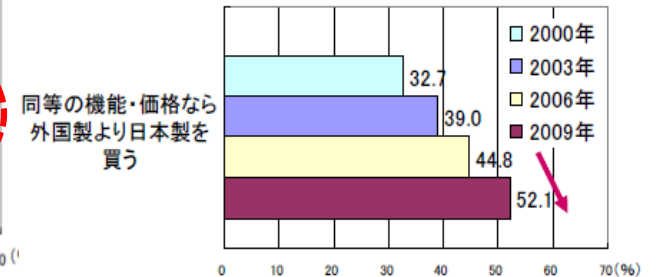
基本的な消費者の選択基準



高まる情報感度



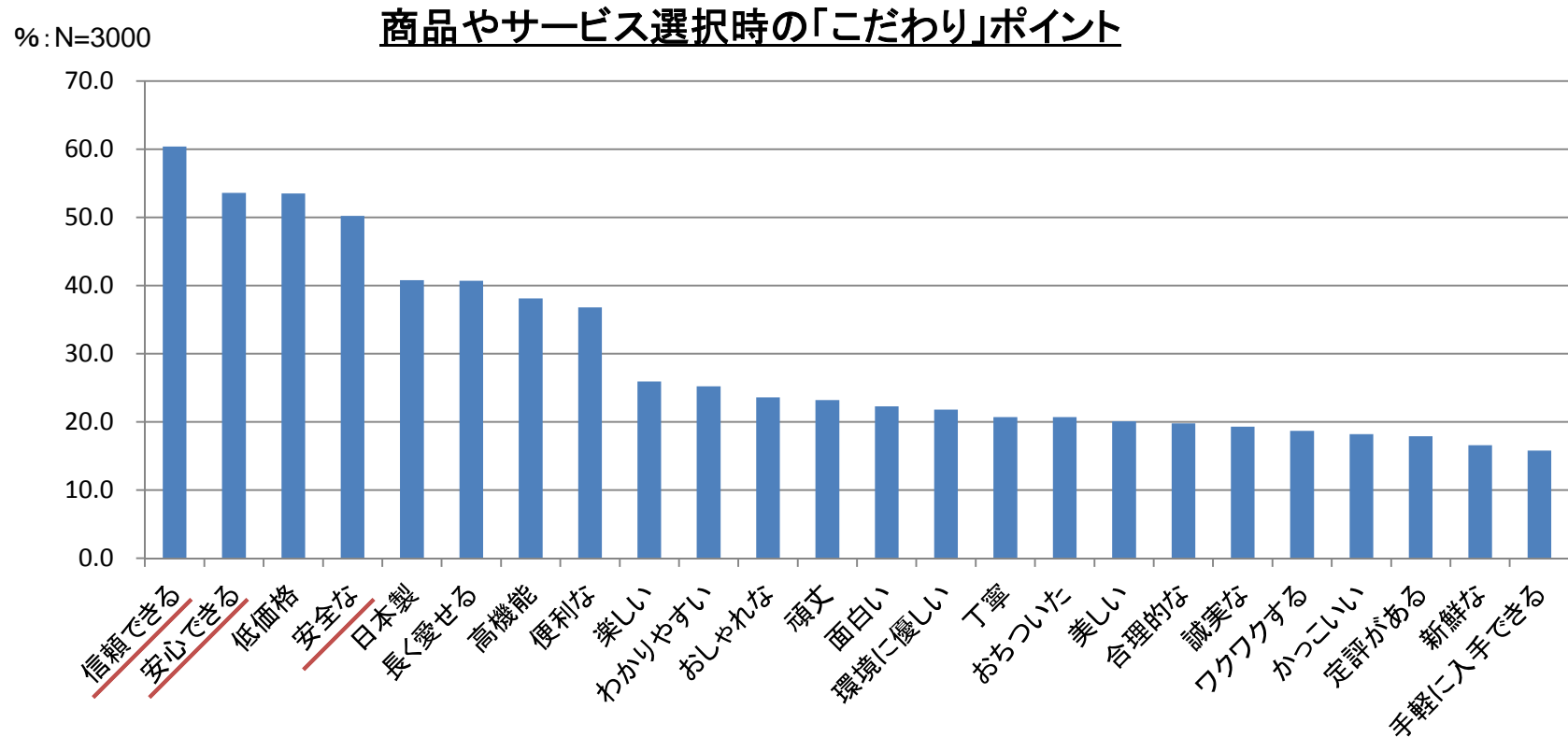
日本製への指向



# 消費者の選択基準

## 消費者の「こだわり」のポイントは？

- 「信頼・安心」が消費者の最優先事項。「価格」が最優先ではない。
- 「高機能」の優先順位も、「信頼・安心」より低い。



# 製品安全をめぐる社会・環境の変化

## 製品安全をめぐる社会・環境の変化

### ○製品事故の発生と企業の責任

石油温風暖房機一酸化炭素中毒事故

ガス湯沸器一酸化炭素中毒事故

(参考)食品、施設、設備等の安全問題

### ○消費者視点

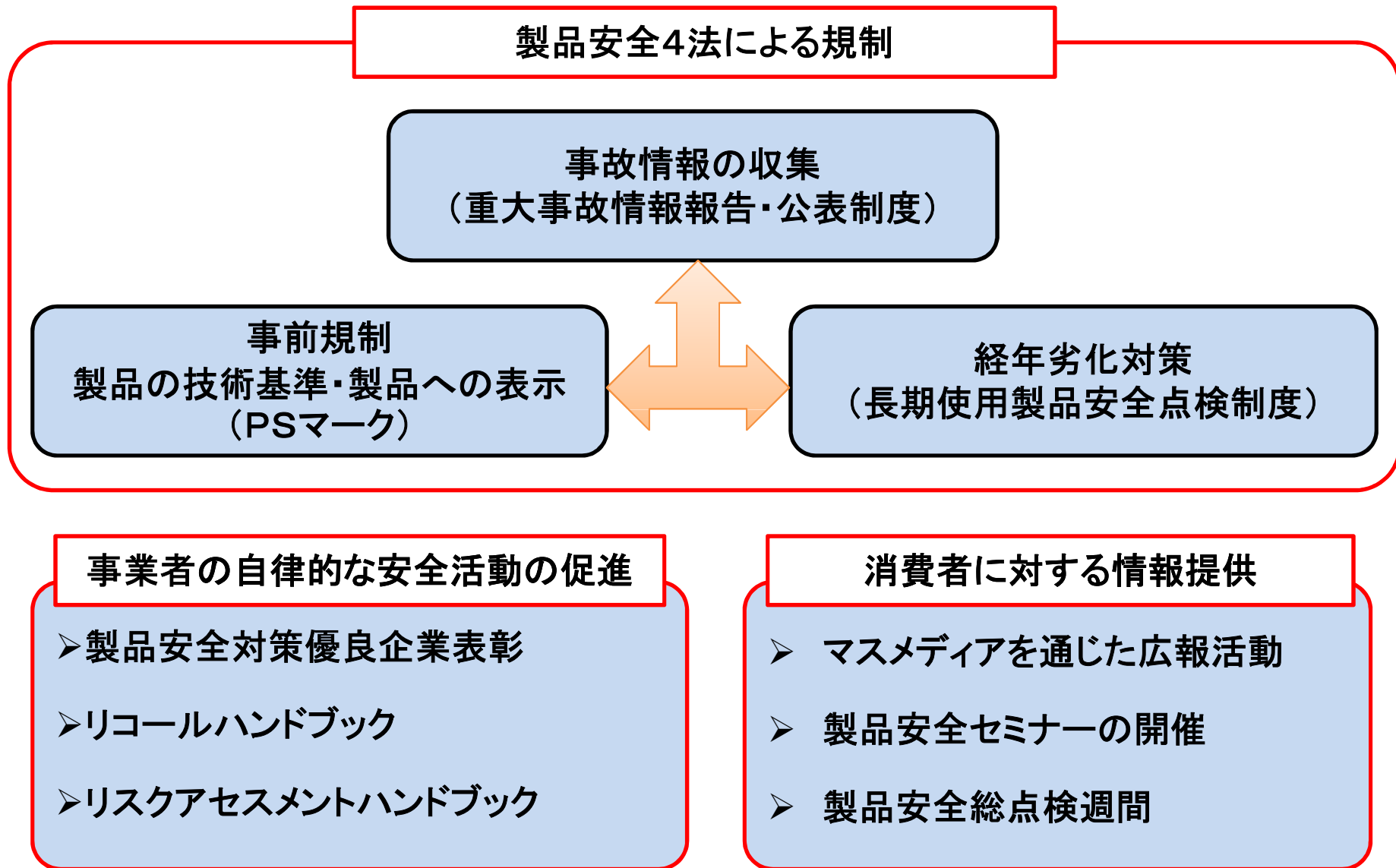


企業は、製品を売るだけでなく、さまざまな対応が必要

[製品のライフサイクル(設計・製造から廃棄・リサイクルまで)を通じた企業の役割・責任]

➤安全な製品の開発・供給は、企業にとっての「社会的責任」であるだけでなく、競争を勝ち抜くための企業の不可欠な「経営戦略」

# 経済産業省における製品安全政策の体系

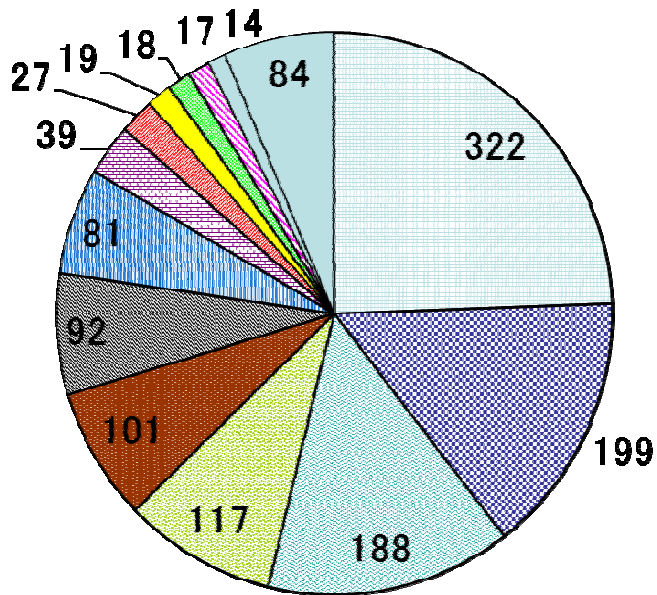


# 事故情報の収集(重大事故情報報告・公表制度)

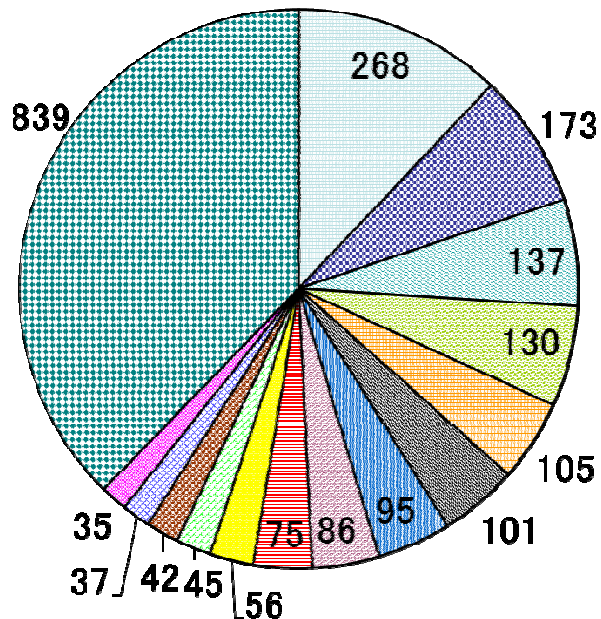
【平成19年5月～平成22年10月末】

	事業者名・ 型式公表	製品名、事故 概要のみ公表 (原因調査中)	製品事故には 非該当	製品事故には非 該当とみられる	他省庁 送付案件	重複・ 対象外	計
ガス機器	354	-	356	1	0	9	720
石油機器	412	-	181	0	0	5	598
電気製品	1,079	634	471	4	0	36	2,224
その他	220	269	285	1	54	20	849
合計	2,065	903	1,293	6	54	70	4,391

製品別の重大事故  
報告の内訳  
＜燃焼器具＞



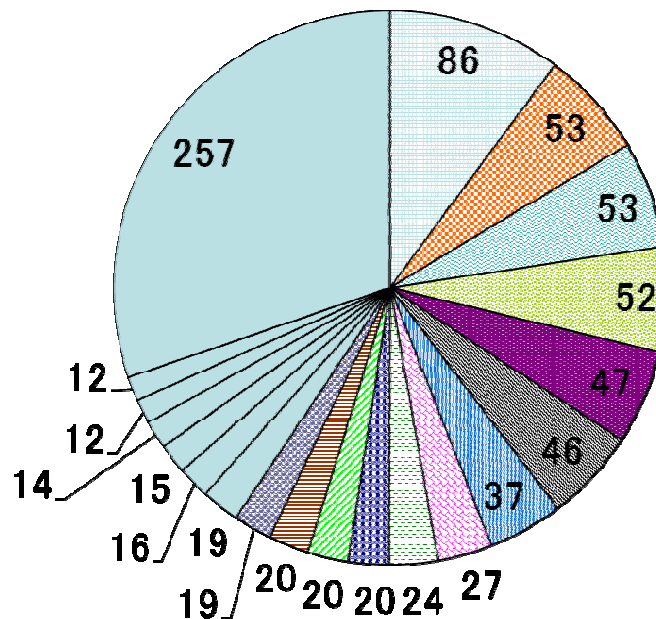
- ガスコンロ
- ▣ 石油給湯機
- ▣ 石油ストーブ
- ▣ ガスふろがま
- ▣ 石油ファンヒーター
- ▣ ガス湯沸器
- ▣ 石油ふろがま
- ▣ ガス栓
- ▣ ガスファンヒーター
- ▣ カセットコンロ
- ▣ ガス衣類乾燥機
- ▣ 油だき温水ボイラ
- ▣ ガス炊飯器
- ▣ その他



- エアコン
- 電気ストーブ
- 電気こんろ
- 電気冷蔵庫
- 照明器具
- 電子レンジ
- 扇風機
- テレビ(ブラウン管型)
- 電気洗濯機
- 電気洗濯乾燥機
- IH調理器
- 延長コード
- 換気扇
- 直流電源装置
- その他

製品別の重大事故  
報告の内訳  
＜電気製品＞

製品別の重大事故  
報告の内訳  
＜その他＞



- 自転車
- 脚立・踏み台・はしご
- 電動アシスト自転車
- 電動車いす
- デスクマット
- いす
- 介護ベッド用手すり
- 靴・サンダル
- 湯たんぽ
- 除雪機
- ライター
- 電池
- 歩行補助車・歩行車
- なべ・やかん
- ドア
- 洗面化粧台
- テーブル
- ベビーカー
- 車いす
- その他

# 事前規制の概要

## ○製品安全4法による規制

製品安全4法では、政令で指定した品目について、省令で定める技術基準適合義務や販売時のPSマーク貼付義務等を製造・輸入事業者課している。

## ○技術基準適合義務

製造・輸入事業者には、事業開始時等に国への届出義務が課せられており、製品が技術基準に適合することを確認しなければならず、その検査記録を保存しなければならない。

○PSマーク対象製品・・・自己適合確認で対応

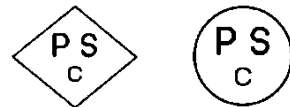
◇PSマーク対象製品・・・登録検査機関による第三者認証が必要

## ○PSマークの表示

技術基準を満たすことを確認した製造・輸入事業者は、PSマークを表示することができる。表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

## ○各PSマーク

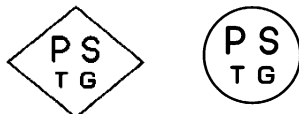
◆ 消費生活用製品安全法



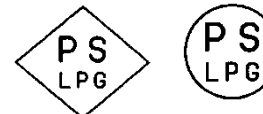
◆ 電気用品安全法



◆ ガス事業法



◆ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律



# 長期使用製品安全点検・表示制度の概要

## 長期使用製品安全点検制度(表示制度) (2009年4月1日から施行)

目的: 製品の長期使用に伴う経年劣化事故の防止

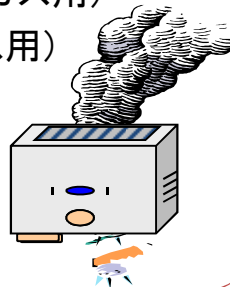
屋内式ガス瞬間湯沸器、FF式石油温風暖房機、浴室用電気乾燥機などは、長い間使い続けていると、部品などが経年劣化して、火災や死亡事故を起こすおそれがあるため。

### 長期使用製品安全点検制度

製造・輸入事業者が、設計標準使用期間に応じて、所有者情報の登録された住所に「点検期間」を通知し、消費者の求めに応じて、点検、修理に有償で応じる制度。

下記の9品目が対象

屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用)  
屋内式ガスふろがま(都市ガス用、LPガス用)  
石油給湯機、石油ふろがま  
密閉燃焼式石油温風暖房機  
ビルトイン式電気食器洗機、  
浴室用電気乾燥機



### 長期使用製品安全表示制度

製造・輸入事業者が、設計標準使用期間を製品に表示する制度。  
消費者がこの期間を過ぎて使用する場合に注意が必要。

下記の5品目が対象

エアコン、扇風機、  
換気扇、洗濯機  
ブラウン管テレビ



## 製品安全対策優良企業表彰

製品安全を事業活動や消費生活における重要な価値とする「製品安全文化」の定着を図り、製品安全が持続的に向上するような安全・安心な社会の構築に資することを目的とし、製品安全に対して積極的に取り組む企業を表彰。



### 【大企業製造・輸入事業者部門】

- 経済産業大臣賞  
YKK AP株式会社
- 商務流通審議官賞  
株式会社 INAX

### 【大企業小売販売事業者部門】

- 経済産業大臣賞  
上新電機株式会社
- 商務流通審議官賞  
株式会社ニッセン  
株式会社ベネッセコーポレーション

### 【中小企業製造・輸入事業者部門】

- 経済産業大臣賞  
株式会社相田合同工場
- 商務流通審議官賞  
エビス株式会社

### 【中小企業小売販売事業者部門】

- 経済産業大臣賞  
奈良日化サービス株式会社
- 商務流通審議官賞  
有限会社池田電気  
有限会社ナルデン

### 【団体部門】

- 団体特別賞  
あんしん高度化ガス機器  
普及開発研究会

各企業の具体的な取り組み事例

( <http://www.ps-award.jp/> )

# 消費生活用製品リコールハンドブック

(平成19年11月 公表、平成22年5月 改訂)

## 必要性

- リコールについては、日頃からの取り組み・心構え、事故等への速やかな対応等を円滑に実施できることが重要。
- リコール情報をいかに迅速かつ的確に消費者に伝えていくか等のアフター・リコール対策が重要。
- リコールを行う事業者が主体となって、流通事業者等さまざまな関係者の協力を得ながら、情報周知・伝達の工夫等を行っていくことが必要。

## 主な改訂ポイント

- リコールのモニタリング  
リコール進捗状況の把握・モニタリング実施体制の整備、モニタリングデータの分析を踏まえ、リコール周知方法の見直し等の記載を追加。併せて、流通業界との連携等先進的取り組み事例を紹介。
- リスクアセスメントの実施等  
「予防措置」の章において、日頃からの取り組みに加えて、リスクアセスメントの実施等について記載。また、2008年に策定されたリコール社告JIS等の記述も追加。

# 製品設計段階におけるリスクアセスメントについて

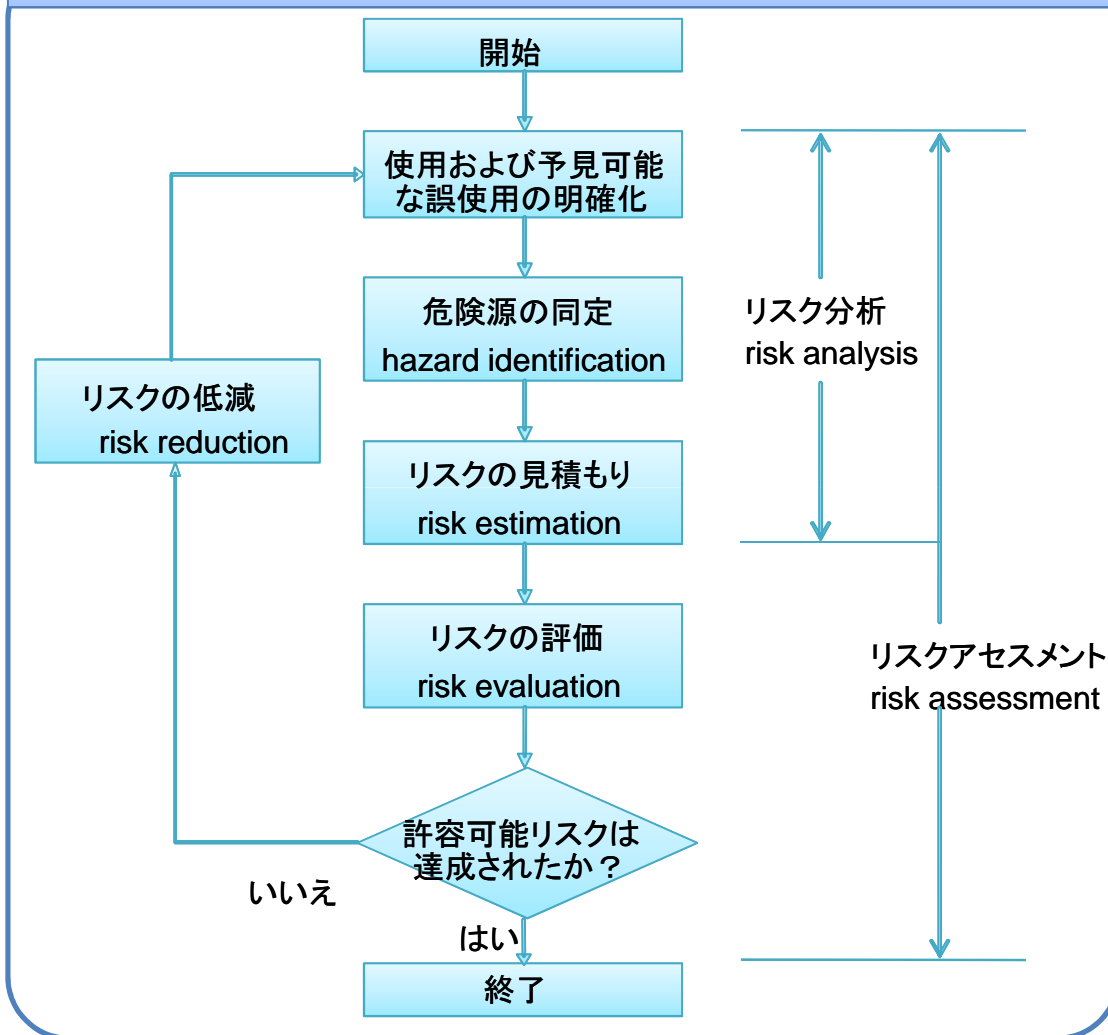
## 必要性

- 製品の多様化によって、これまで想定されていない使用が思わぬ事故につながるケースも発生。
- 製品設計段階等において、あらかじめ危険性を除去・低減しておくリスクアセスメントを行うことが必要。

## 意義

- 消費者と事業者がリスクの内容・範囲に関して、互いに認識し、**コミュニケーション文化の構築**を目指す
- 安全設計の成果は、事業者自らが作り出す付加価値の一つであり、**競争力の源泉**

## リスクアセスメントの概要



リスクアセスメントハンドブック: [http://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/risk\\_assessment.pdf](http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.pdf)

## 消費者への製品安全関係の情報提供

---

以下の施策を実施中（NITEとの協力事業も含む）

- 重大事故報告・公表制度のプレス公表を通じた情報提供
- テレビや新聞等のマスメディアを通じた広報活動（NITEによる毎月定期的に製品事故再現映像のプレスリリース）
- 誤使用等の再発防止の観点からの情報提供（NITEによる誤使用ハンドブック）
- 全国各地で消費者団体とともに「製品安全セミナー」を開催（平成22年度は20回開催）
- 「製品安全総点検週間（11月15日の週）」を設定し、東京で総点検セミナー、本省ロビーでパネル展を実施。
- 同週間では地方経済産業局においてもパネル展、HP、セミナー等を通じた情報提供を実施。

# ライター規制の導入

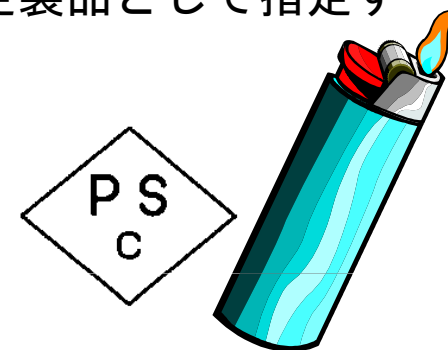
- 子供のライターを使用した火遊びによる火災等が多発。
- 消費経済審議会製品安全部会ライターWGで検討・とりまとめ。（平成22年5月）



- ライターを消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品として指定することが適当。

## 【指定範囲】

- シガレットライター及び点火棒のうち、
- ディスプレイザブル(使い捨て式)
- 注入式のうち、ディスプレイザブルと同様の構造であるもの



## 【技術基準】

- ライターの基本性能の要件を定めた国際規格ISO9994及びISO22702を採用。
- 子供が簡単に操作できないという機能も要求。

## 【スケジュール】

- 今年中に改正政省令を施行。（本年12月27日から規制導入）
- 平成23年9月26日まで経過措置。（以降、安全対策済ライターのみが市場で販売。）

## 【広報】

- ライターの正しい捨て方、保護者への注意喚起に関するポスターの配布、流通業界への事前説明等

# ご清聴ありがとうございました。

ご意見・ご質問、製品安全に関する情報については  
経済産業省商務流通グループ製品安全課 までご連絡ください。

URL: 経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp>

経済産業省製品安全ガイド

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/index.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html)

※製品安全施策については、経済産業省HP  
トップページのこのアイコンをクリック

